

第 2 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 3 0 年 1 月 2 5 日

定 例 会

平成30年第2回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成30年1月25日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会1月25日 午後 3時00分
 閉会1月25日 午後 3時57分

出席委員

委 員 長	住 田 俊	委 員 長 職務代理者	堀 川 智 子
委 員	進 藤 秀 子	委 員	荒 木 明 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	瀧 田 優
教育総務部 副部長兼 スポーツ 振興課長	矢 部 新 治	学校教育部 副参事兼 学務課長	岡 本 順
学校教育部 副参事兼 指導課長	小 林 俊 夫	教育総務課長	渡 辺 真 浩
学校管理課長	紺 野 功	図書館長	横 山 みどり
給食課長	田 川 啓 二	生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 林 中 子
教育センター 所 長	鈴 木 雅 彦	生涯学習課 調 整 幹	木 村 和 明
指導課調整幹	青 木 元 秀	大 相 模 公 民 館 長	植 竹 隆
給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	石 川 智 啓		

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	並 木 智 史
----------------	---------

◎開会の宣告

住田委員長 これより1月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、「越谷市教育委員会傍聴人規則」第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

(午後 3時00分)

◎第1号議案 平成30年度教育行政方針の決定について

住田委員長 それでは、第1号議案「平成30年度教育行政の方針について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、第1号議案 平成30年度教育行政方針の決定について、ご説明を申し上げます。

大変恐縮でございますが、会議要項の1ページをお開きください。

第1号議案 平成30年度教育行政方針の決定について。

平成30年度教育行政方針を別冊のとおり決定するものとする。

平成30年1月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第2期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度の教育行政方針を定めるため、提案するものでございます。

それでは、平成30年度教育行政方針についてご説明させていただきますが、お手元の別冊の1「平成30年度教育行政方針」をご覧ください。こちらが平成30年度当初予算の調整経過等を踏まえ、再度各所管課におきまして調整を行いました「平成30年度教育行政方針」の全文でございます。

続いて、恐れ入りますが、お手元の資料の1の「平成30年度教育行政方針（変更履歴）」をご覧ください。こちらは、1月の臨時会においてご協議をいただきました「教育行政方針（案）」からの変更点を整理したものでございます。二重線で見え消しにしてある部分が削除をした部分、網かけをしてある部分が追加した部分となっております。

それでは、この資料に基づき主な変更点についてご説明をさせていただきます。

初めに、3ページの上から6行目をご覧ください。こちらの段落は、「学校図書館」について記述したものでございますが、上から7行目の見え消し部分につきましては、予算調整の結果、表現を改めさせていただいております。

次に、5ページの下から8行目をご覧ください。こちらの段落は、「学校給食」について記述し

たものでございますが、下から6行目のとおり、1月の臨時教育委員会会議で荒木委員からご指摘いただきました、食事の作法を含めた指導について説明を加えております。また、下から3行目のとおり、住田委員長からご指摘いただきました、食物アレルギーの特定原材料の具体例を追加して記述させていただきました。

次に、同じ5ページの一番下の行をご覧ください。こちらの段落は、「多様な就学機会の支援」について記述したものでございますが、6ページの上から2行目のとおり、堀川委員からご指摘いただきました、就学援助制度に対する誤解を招かないよう、入学前支給の対象となる経費についての説明を加えております。

次に、7ページの上から6行目をご覧ください。こちらの段落は、「地域に根ざした特色ある学校づくり」について記述したものでございますが、上から8行目のとおり、進藤委員からご指摘いただきました、学校運営協議会等コミュニティ・スクールとの関係がわかるよう、文言を追加して記述しております。

次に、9ページの上から7行目をご覧ください。こちらの段落は、「芸術文化」について記述したものでございますが、上から10行目の見え消し部分の、越谷コミュニティセンターに係る小ホール音響設備の更新につきましては、予算調整の結果、削除させていただくこととなりました。

次に、同じく9ページの下から9行目をご覧ください。こちらの段落は、「特色ある地域文化」について記述したものでございますが、下から5行目の見え消し部分の、こしがや能楽堂に係る和室空調設備の更新につきましては、予算調整の結果、削除させていただくこととなりました。

次に、11ページの一番上の行をご覧ください。こちらの段落は、「スポーツ・レクリエーション施設」について記述したものでございます。住田委員長から、バスケットボールチーム・大塚商会アルファーズに関する取り組みのご指摘をいただきましたが、教育委員会としての活動は、施設利用の調整などの側面からの支援であり、かつ市長部局との調整で、施政方針の中で市長が述べる予定であることから、教育行政方針では記述しない形で整理をさせていただきました。

以上が主な変更点でございます。その他にもわかりやすい表現に修正した箇所や用語の使い方など、若干の修正を行った箇所がございますが、詳細につきましては、大変恐縮でございますが、資料をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

なお、平成30年度教育行政方針につきましては、本日議決をいただいた後、事務局において細かな字句などの最終確認をさせていただき、平成30年3月定例市議会の開会日に、市長の施政方針とあわせて教育長から表明していただくこととなります。

以上をもちまして、平成30年度教育行政方針についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対する質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 以前にも審議したものですし、よろしいというようなお話です。

それでは、これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 異議がないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

なお、今後、施政方針との調整等の中で文言修正があった場合は、教育長に一任したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのように進めていただきたいと思います。

◎第2号議案 越谷市学校運営協議会規則の制定について

住田委員長 次に、第2号議案「越谷市学校運営協議会規則の制定について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

小林指導課長 それでは、第2号議案 越谷市学校運営協議会規則の制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の3ページをご覧ください。

第2号議案 越谷市学校運営協議会規則の制定について。

越谷市学校運営協議会規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年1月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、学校運営協議会制度を運用するに当たり、必要な事項を定める必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の5ページをご覧ください。本規則案につきましては、去る12月定例教育委員会会議においてご協議いただいたところでございますが、その後細部にわたって検討いたしました。それでは、規則案についてご説明申し上げます。

まず、第1条はこの規則の「趣旨」でございます。学校運営協議会について必要な事項を定めるものとしております。

次に、第2条は「設置」でございます。学校ごとに協議会を置くものでございますが、必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができるものとしております。さらに、第2項第3項については、設置の手順について規定しております。

次に、第3条は「学校運営に関する基本的な方針の承認」でございます。対象学校の校長は、毎年度学校運営に関する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものと規定しております。

内容としましては、学校経営方針の骨子を示すことを想定しております。

次に、第4条は「学校運営等に関する意見の申出」でございます。協議会は、対象学校の運営全般及び対象学校の職員の採用、その他の任用に関して、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができるものと規定をしております。その際、建設的な意見に限ること、課題を踏まえた一般的な意見に限ること、職員個人を特定した意見とならないことと規定しております。

次に、第5条は「学校運営等に関する評価」でございます。協議会は、学校の運営状況等について評価を行うものとしております。具体的には、学校の自己評価結果についての評価を行う「学校関係者評価」を実施することとなります。

次に、第6条は「住民の参画の促進等のための情報提供」でございます。協議会は、地域住民、保護者、その他の関係者に協議の結果に関する情報を提供するように努めることとしております。

次に、第7条は「委員の任命」でございます。協議会の委員は、原則として6人以内で、対象学校の校長の意見を聴取し、教育委員会が任命いたします。

次に、第8条は「守秘義務等」でございます。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後もまた同様とすることとしております。

次に、第9条は「任期」でございます。委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとしております。ただし、越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱第4条6号の規定に基づき、連続3期以内としてまいります。

次に、第10条は「会長及び副会長」でございます。協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めるものとしております。

次に、第11条は「会議」でございます。会議は、会長が招集し、委員の半数以上の出席により開くことができるものとしております。

次に、第12条は「研修」でございます。教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うこととしております。

次に、第13条は「協議会の適正な運営を確保するために必要な措置」でございます。教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとしております。具体的には、承認を受けた基本的な方針、会議の開催状況及び会議資料、学校関係者評価の結果について報告を求めることとなります。

次に、第14条は「委員の解任」でございます。教育委員会は、解任に相当する事由を認める場合、委員を解任することができることを定めております。

次に、第15条は「庶務」でございます。協議会の庶務は、当該対象学校において処理するものとしております。

次に、第16条は「委任」でございます。この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとしております。具体的な取り扱いについては、今後実施

要領等を定め運用してまいります。

最後に、附則としまして、この規則は、平成30年4月1日から施行することを規定いたします。
また、準備行為につきましては、規則の施行前においても行うことができるものとしております。

第2号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対する質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ご異議ないようですから、それでは、これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第3号議案 平成29年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について

住田委員長 次に、第3号議案「平成29年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について」、
教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、第3号議案 平成29年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書
につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをお開きください。

第3号議案 平成29年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について。

平成29年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書を別冊のとおり作成するものとする。

平成30年1月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、
平成28年度に実施した教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価
の結果について報告書を作成し、当該報告書を議会に提出するとともに公表する必要があるため、
提案するものでございます。

平成29年度教育委員会の事務に関する点検評価につきましては、これまで5月定例教育委員会
会議において、実施方法等についてご協議いただき、7月定例教育委員会会議において、教育外
部評価者及び教育外部評価の対象となる施策についてご承認いただいた後、8月25日に教育外部
評価者によるヒアリングを実施いたしました。

そして、10月定例教育委員会会議において、教育外部評価を受けた4項目を含め、27の施策に
係る評価調書の記載内容などについてご協議いただいたところでございます。

本日は、その後の校正を踏まえて作成いたしました「点検評価報告書」の最終案について、ご

審議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、別冊２「平成29年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書」の表紙をお開きいただき、目次をご覧くださいと思います。

初めに、冊子の構成についてご説明いたします。平成29年度の報告書につきましては、全４章となっております。

第１章は、「教育委員会の事務に関する点検評価の概要」について、第２章は、「平成29年度の点検評価」について、第３章は、「教育内部評価」について、第４章は、「教育外部評価」について記載しております。

次に、今年度の点検評価報告における主な記載内容についてご説明いたします。３ページをお開きください。「２ 越谷市教育委員会の事務に関する点検評価について」の中で、進捗管理のため全ての「主な取り組み」に指標を設定した点や、施策レベルでの総合評価に変更した点など、第２期計画期間の点検評価における変更点について記載しております。

続きまして、20ページをお開きください。20ページから65ページに27の各施策に係る点検評価表を掲載してございます。報告書の作成に係る考え方といたしまして、PDCAのマネジメントサイクルの中で「点検評価」をしっかりと機能させるため、「成果」や「課題」についてわかりやすく記載し、その評価結果とした根拠が読み取れるような表現に努めております。

続きまして、66ページをお開きください。66ページから82ページが第４章、「教育外部評価」となっております。ここでは、４つの施策の外部評価結果に加え、外部評価者の総合的意見を掲載しております。

総合的意見の中で、佐々木委員は、「教育・学習という幅広い分野を、総合的、一体的に推進していく必要がある」といった点について、また、東委員は、「教育の活性化には、地域の人々による自主的な営みが大切である」といった点について、さらに村上委員は、「他部局との連携教化や数値目標に縛られ過ぎない教育行政の推進」といった点について、それぞれ専門的な見地からご意見をいただいております。

なお、この報告書は、平成30年３月定例市議会に提出するとともに、関係機関等への配布、ホームページへの掲載などを行い、広く市民に公表してまいります。

また、今後、記述内容における若干の文言の修正等があった場合につきましては、事務局にて対応させていただきたいと存じます。

「平成29年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書」についての説明は以上でございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対する質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ご異議ないようですので、それでは、本案を採決したいと思います。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎平成29年度越谷市教育費補正予算について

住田委員長 続きまして、協議事項に入ります。

「平成29年度越谷市教育費補正予算について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、平成29年度越谷市教育費補正予算の要求内容について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別冊3の「平成29年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」、こちらの2ページ及び3ページをご覧ください。

初めに、歳入についてでございますが、3ページの表の一番下でございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回1,167万5,000円を増額し、補正後の総額は20億7,164万1,000円となります。

歳入の内容でございますが、10ページ及び11ページの(1)、歳入予算説明書をご覧ください。

19款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、しらこぼと運動公園競技場3種公認継続改修工事に係るスポーツ振興くじ助成金として870万円を追加いたします。また、平成27年9月の台風被害に対する保険金として、建物損害等共済金282万円を追加するほか、その他雑入として、市民総合災害災害等補償金15万5,000円を追加いたします。

次に、歳出についてでございますが、資料戻りまして、5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回2,582万円を減額し、補正後の総額は93億3,025万6,000円となります。

歳出の内容について主なものをご説明申し上げますと、14ページ、15ページの(3)、事業別予算説明書、こちらをご覧ください。中段やや下になりますが、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設管理費につきましては、事業の進捗に伴い光熱水費1,200万円を減額いたします。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。上段の3項中学校費、1目学校管理費の中学校施設管理費につきましては、事業の進捗に伴い光熱水費1,800万円を減額いたします。

次の6項社会教育費、4目公民館費、その他公民館費につきましては、公民館の主催事業においてけがをされた方に対して支払う市民総合災害等補償金として5,000円を追加いたします。

次の7項保健体育費、2目学校給食費のうち、給食センター施設管理費につきましては、学校給食センターに係る燃料費800万円を追加いたします。

次の7項保健体育費、3目体育費、その他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会においてけがをされた方に対して支払う市民総合災害等補償金として15万円を追加いたします。

その他の要求につきましては、事業費の確定に伴う整理が主なものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。(3)の債務負担行為の変更でございますが、明正小学校に係る小学校仮設教室賃借費につきまして、事業費が確定したことに伴い限度額を変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご協議のほどをよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、このまま進めていただければと思います。

◎長期休業期間における「学校閉庁日」の設定について

住田委員長 続きまして、「長期休業期間における「学校閉庁日」の設定について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学務課長。

岡本学務課長 それでは、長期休業期間における「学校閉庁日」の設定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをご覧ください。

平成29年6月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が諮問されました。その内容は、大きく3つに分かれており、第1に、学校が担うべき業務のあり方について、第2に、教職員及び専門スタッフが担うべき業務のあり方及び役割分担について、そして第3に、教員が子どもの指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制のあり方及び勤務のあり方についてでございます。

本諮問を受けて中央教育審議会では、初等中等教育分科会に学校における働き方改革特別部会を設置し、同年8月29日に「学校における働き方改革に係る緊急提言」をまとめ公表いたしました。さらに、その特別部会の議論を経て、中央教育審議会では同年12月22日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（案）」を検討しているところでございます。

また、文部科学省では、同年12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を発表し、文部科学省が中心的に実施していく内容を明示したところでございます。

これらの緊急提言や緊急対策は、平成28年9月から国の「働き方改革実現会議」において議論が開始されたところとも関連するものでございます。これらの提言に共通していることは、まず

教育の質を高め、教職員の負担軽減が喫緊の課題であること。2つ目として、「今できることを直ちに行く」というスピード感が求められていること。3つ目として、教職員一人一人や学校の取り組みも重要であるのと同時に、教育委員会の役割が大きいことを述べていることが挙げられると考えております。

そこで、本市の取り組みを確認いたしますと、既に統合型校務支援システムの導入等緊急提言などに例示されております事例については、既に導入しているものもございます。しかし、教職員の働き方改革をより一層推進し、「今できることは直ちに行く」という視点から検討し、本日教育委員の皆様に、長期休業期間における「学校閉庁日」の設定についてご協議いただきたく、提案するものでございます。

ご案内のとおり、長期休業期間は、児童生徒は登校することはありません。しかし、教職員は出勤し、みずからの資質能力の向上のために教材研究や校内外での研修などに取り組んでおります。また、それらの予定が組まれていない場合であっても、学校では日直を置き、来校者への対応等を行っております。しかし、8月の中旬のいわゆるお盆休みの時期は、来校者等もほとんどない状況でございます。

そこで、今回ご協議いただく「学校閉庁日」は、このような日直も置かず、学校が完全に「閉まる」状況となり、その結果として、教職員が休暇等を取りやすい環境を整えることができると考えております。

具体的な実施時期といたしましては、平成30年度より夏季休業期間中の8月の中旬に4日間を設定したいと考えております。この時期は、埼玉県教育委員会も平成28年度より「リフレッシュウィーク」と称しまして、研修等を設定しない期間として定めており、教職員が休暇等を取りやすい環境をつくる時期としては適切であると考えます。

なお、平成30年度については、8月の13日が月曜日、そこから16日までの木曜日までと設定し、平成31年度以降については、連続して休暇等を取りやすくなることを念頭に、その都度設定したいと考えております。

長期休業期間における「学校閉庁日」の設定についてのご説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 それでは、これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 この議題の背景に、なかなか休暇がとりにくいという実情があるのだと思いますけれども、越谷市における現状の有給休暇の取得率みたいなデータはありますか。

吉田教育長 学務課長。

岡本学務課長 恐れ入ります、少しデータが古くて恐縮なのですが、平成25年の1月から12月のデ

一タがございます。小学校が平均で年次休暇が11日、中学校が10.3日、合計平均いたしまして10.7日となっております。大体ここ数年この数字で推移している状況かというふうに思っております。

なお、教職員は、夏季休暇をこの時期にとることができまして、付与されている日数は5日間でございます。この5日間については、ここ数年全員が取得しているという状況がございます。

以上でございます。

吉田教育長 この分母は。

岡本学務課長 年次有給休暇につきましては、1年間に付与されている日数が20日、ただし年度を越える場合に、さらに20日を繰り越すことができますので、基本的にはかなり多くの教員が40日を年次有給休暇の付与日数として持っている状況というふうに捉えていただければと思います。夏季休暇につきましては、今申し上げましたように5日間が付与されているという、それを全て完全消化している教員がほとんどであるという状況です。

住田委員長 進藤委員。

進藤委員 今回のこの学校閉庁日の休日、これは夏季休暇とはまた別枠でいただけるということですよ。

吉田教育長 学務課長。

岡本学務課長 学校を閉めることによって教員がとりやすい環境を整えるということが趣旨でございまして、教職員に対して条例上の新たな休暇が付与されるということではございません。

進藤委員 済みません、この閉庁日が、夏季休暇に充当するのか、それとも有給休暇を充当するのかということを聞きたかったのです。

吉田教育長 学務課長。

岡本学務課長 いわゆる服務については、どのような形で教職員は構わない状況でございます。

可能性としてあり得るのは、今申し上げました年次休暇、それから夏季休暇、それからいわゆる職専免という形で、休暇でマイリフレッシュという埼玉県教育委員会の制度がございます。これは、所属所を離れて教職員がリフレッシュすることを目的にしているもので、主に長期休業期間にとるような形でアナウンスがされるものでございます。これらのうちこの4日間の中でどれでとっても構わないけれども、教職員が休みやすい状況をとというふうな形で、ここに積極的にとっていただければなというふうに考えているところでございます。

進藤委員 実は、マイリフレッシュという制度は全然知らなかったのですけれども、改めてどういう制度か教えてください。

吉田教育長 学務課長。

岡本学務課長 マイリフレッシュ制度と申しますのは、教職員の夏季休暇が5日間ということでございますが、そこを職務専念義務免除という形で、3日間自分の学校を離れて、休暇というか職

務に専念せずにさまざまなところでリフレッシュしてくることが認められているものでございまして、教職員の健康の保持増進のために設定されている制度でございます。これは、手続といたしましては、本人が越谷市教育委員会教育長宛てに申請書を出します。職務専念義務免除申請書というのがございますが、その申請に対して承認を与えることで、3日間承認をすることができる状況になっております。それで所属所を離れて心身のリフレッシュを図ることができるということでございます。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

吉田教育長 実施するに当たって周知をする必要があると思うのですが、その辺はどう考えているの。

岡本学務課長 周知といたしましては、まずPTAの皆様方へのご案内は、非常に重要になってまいります。保護者の方々へのご案内につきましては、この後ご協議いただいた後、アナウンスをしていきたいと考えております。具体的には、4月に入りまして保護者に対して通知文をつくり、そしてまず周知の第1弾を図ること。それから、直前の7月の、例えば学校だより等に、市内45校ほぼ同じ文面を整えていただいた上で周知を図っていきたいなというふうに考えているところでございます。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

吉田教育長 どうしても学校に聞きたいというようなことについて、どこへも連絡できないではないというようなご意見も多分出てくるのだと思う。だから、その辺についての対応ができるように、きちんと対応するということが大事だと思うのですけれども、その辺どうですか。

岡本学務課長 基本的には、今までのいわゆる教員の勤務時間、多くの学校が8時15分から16時45分までが勤務時間となっておりましたので、その時間がこの13日から16日までも、今まででしたらば学校があいている時間、ここが閉まりますので、例えばお電話での問い合わせ等に対応ができない部分もございます。そういった場合の連絡先としては、基本的には教育委員会への連絡、具体的には児童生徒についてのご連絡が多いかと思っておりますので、指導課を窓口として、先ほど申し上げた通知文等にアナウンスをさせていただいて対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

住田委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、ただいまのご意見等を踏まえて進めていただきたいということでござ

います。

◎平成29年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について

住田委員長 続きまして、「平成29年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学校教育部長。

瀧田学校教育部長 それでは、平成29年度越谷市立小中学校卒業証書授与式についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、小学校卒業証書授与式につきましては、平成30年3月23日金曜日に、全30校一斉開催の予定でございます。

なお、学校ごとの来賓受付時刻、来賓入場時刻及び開式時刻については、表に記載のとおりでございます。また、表欄外の丸印は平成29年度、三角印は平成30年度をもって校長が退職される学校を示したものでございます。

続きまして、会議要項の16ページをご覧ください。中学校卒業証書授与式につきましては、平成30年3月15日木曜日、全15校一斉開催の予定でございます。来賓受付時刻等につきましては、表に記載のとおりでございます。

また、小学校と同様に、表欄外の丸印は平成29年度、三角印は平成30年度をもって校長が退職される学校を示したものでございます。

委員の皆様には、小学校、中学校それぞれ1校ずつにご臨席いただきまして、卒業する児童生徒を祝福していただければと存じます。

それでは、委員の皆様にご臨席いただく学校について、事務局案としてご提示申し上げます。初めに、会議要項の17ページ、委員出席校一覧をご覧ください。事務局案の作成に当たりましては、委員の皆様にごできるだけ多くの学校にご臨席を賜ることを念頭に、ここ数年の委員の出席状況を考慮し、さらに平成29年度及び平成30年度をもって校長が退職となる学校を考慮して、ご提案させていただいております。

次に、会議要項の18ページをご覧ください。まず、小学校につきましては、住田委員長には越ヶ谷小学校、堀川委員長職務代理者には川柳小学校、進藤委員には大間野小学校、荒木委員には東越谷小学校、吉田教育長には西方小学校ということでご提案申し上げます。

次に、会議要項の19ページをご覧ください。中学校につきましては、住田委員長には中央中学校、堀川委員長職務代理者には大袋中学校、進藤委員には西中学校、荒木委員には南中学校、吉田教育長には千間台中学校ということでご提案申し上げます。

なお、各学校の市長・市議会議員代理出席者及び場所等につきましては、後日、事務局よりご

連絡いたしますので、ご了承賜りたいと存じます。

また、委員の皆様にご臨席いただく5校以外の学校につきましては、教育委員会事務局の管理職または指導主事が出席をさせていただきます。

平成29年度越谷市立小中学校卒業証書授与式についてのご説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、このように進めていただければと思います。

◎その他

住田委員長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「越谷市制60周年記念平成29年度越谷市成人式について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課調整幹。

木村生涯学習課調整幹 それでは、越谷市制60周年記念平成29年度越谷市成人式についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の21ページをお開きいただきたいと思います。

過日、1月7日、日曜日に開催いたしました越谷市制60周年記念平成29年度越谷市成人式につきましては、住田委員長をはじめ、委員の皆様にご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年度の越谷市全体の出席者数は2,467人、出席率は72.5%でございました。昨年度と比較しますと、1.5ポイントの減ではございますが、平成16年度から14年連続で70%を超える出席率となっております。男女別では、男性が73.6%、女性が71.4%でございます。地区別開催や「成人の日」の前日開催が定着している結果ではないかと考えております。

なお、各地区の出席者の内訳につきましては、会議要項の22ページに掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

成人式全体としましては、新成人も実行委員に加わり、成人式の企画・運営をはじめ、式典や催し物の司会進行を行うなど、新成人のかかわりが年々増大してきております。このように全体的傾向としましては、従来の参加型の成人式から、みずからつくり上げようという参画型の成人式に変わり、社会の一員ということを自覚するきっかけづくりとして意義あるものと考えております。

なお、今後の予定でございますが、来月2月13日に各地区代表者会議を開催し、今年度の反省や来年度の開催日程等を協議する予定となっております。今後につきましても、各地区のご意見

を賜りながら、よりよい成人式を開催してまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

越谷市制60周年記念平成29年度越谷市成人式についてのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

どうぞ、堀川委員。

堀川委員長職務代理者 私、県立大のほうに行かせていただきまして、大変落ちついたよい成人式だったなというふうに感じました。特に混乱があったとか、また晴れ着などで大変な思いをされた成人の方も、地域によってはいらっしゃったみたいですが、そういった何か情報があったとかということはありませんでしょうか。

吉田教育長 生涯学習課調整幹。

木村生涯学習課調整幹 越谷市では地区別に分かれて、地域の方々に見守っていただきながら温かみのある成人式を開催させていただいているということが背景にあるかと思うのですが、どこの会場も落ちついて穏やかに進行しておりまして、荒れたというようなこと、特にトラブルというものの報告は受けておりません。

また、今、晴れ着の話がありましたけれども、報道等でも結構出ておりましたので、委員の皆様もお聞き及びだと思うのですが、今年の成人式では振り袖の販売、貸し出し業者が、成人の日である1月8日に店舗を閉鎖して、成人式当日に晴れ着を着ることができないというトラブルが発生したという報道がなされておりました。この業者は、横浜、八王子、つくば、福岡、4店舗で営業していた業者で、4店舗のうち福岡を除く3店舗が1月8日に店舗を閉鎖したと。そのため、横浜市と八王子市の成人式が1月8日に開催されたということで、この横浜と八王子の店舗で予約をされていた新成人が晴れ着を着ることができず、大きな混乱が生じたというふうに伺っております。教育委員会のほうには、越谷市の新成人がこのような被害を受けたという報告、連絡はいただいております。また、消費生活センターを所管しておりますくらし安心課のほうにも確認したのですが、昨日までの時点でそういった被害を受けたという相談はなかったと。また、消費生活センターでは、警察から被害の届け出等も、この辺ではなかったということで連絡をいただいているということを伺っております。

以上でございます。

住田委員長 よろしいですか。

荒木委員。

荒木委員 成人式に出席いたしまして、毎年なのですけれども、新成人の方々が自分たちの小中学校時代の担任の先生方と再会を大変喜んでいるのを見て、とても感動いたしました。当時いい関係が築けていたのだなと思いました。

住田委員長 よろしいですか。

私も2カ所出席しまして、実行委員長みずからが1つの企画を考えていたらしく、皆さん喜んでいられたという、非常に温かい雰囲気を感じました。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になれば、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時でございますが、同日に総合教育会議の開催が予定されておりますので、2月の20日、火曜日、午後1時30分から越谷市役所本庁舎5階第3委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。本庁舎5階の第3委員会室で開催ということですが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、本定例会に提出されました議案等は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後 3時57分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委員長 住田 俊

委員 堀川 智子

委員 進藤 秀子

委員 荒木 明子

委員 吉田 茂
(教育長)

書記 教育総務課副課長 並木智史